年度までの各年度及び平成 16 年度から平成 27 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、平成 11 年度から平成 27 年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債並びに地方債計画に計上されない地方債を除く。）（平成 22 年度から平成 27 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係る地方債に限る。）の同意等額に相当する額（平成 14 年度から平成 27 年度までの各年度にあつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

Q_{13} ＝ 0.027
Q_{14} ＝ 0.043
Q_{15} ＝ 0.046
Q_{16} ＝ 0.045
Q_{17} ＝ 0.047
Q_{18} ＝ 0.046
Q_{19} ＝ 0.046
Q_{20} ＝ 0.046
Q_{21} ＝ 0.045
Q_{22} ＝ 0.045
Q_{23} ＝ 0.027
Q_{24} ＝ 0.026
Q_{25} ＝ 0.006
Q_{26} ＝ 0.005
Q_{27} ＝ 0.002

R_n　平成 n 年度に発行について同意又は許可を得た国営土地改良事業（国営かんがい排水事業、国営農用地再編開発事業に限る。）における都道府県の負担金（土地改良法施行令第 52 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する方法のうち事業が施行される各年度に支払う方法により支払われるものに限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受け

年度までの各年度及び平成 16 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、平成 11 年度から平成 28 年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債並びに地方債計画に計上されない地方債を除く。）（平成 22 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係る地方債に限る。）の同意等額に相当する額（平成 14 年度から平成 28 年度までの各年度にあつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

Q_{14} ＝ 0.047
Q_{15} ＝ 0.046
Q_{16} ＝ 0.045
Q_{17} ＝ 0.047
Q_{18} ＝ 0.046
Q_{19} ＝ 0.046
Q_{20} ＝ 0.046
Q_{21} ＝ 0.045
Q_{22} ＝ 0.045
Q_{23} ＝ 0.027
Q_{24} ＝ 0.026
Q_{25} ＝ 0.026
Q_{26} ＝ 0.005
Q_{27} ＝ 0.002
Q_{28} ＝ 0.0025

R_n　平成 n 年度に発行について同意又は許可を得た国営土地改良事業（国営かんがい排水事業、国営農用地再編開発事業に限る。）における都道府県の負担金（土地改良法施行令第 52 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する方法のうち事業が施行される各年度に支払う方法により支払われるものに限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受け